

公立大学法人新潟県立大学教員選考の基準及び資格に関する規程

(平成 24 年 7 月 24 日規程第 1 号)

改正 平成 26 年 9 月 30 日

改正 令和 4 年 6 月 28 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、新潟県立大学（以下「本学」という。）の教員の採用及び昇任に係る選考に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 前項に規定する教員とは、教授、准教授、講師、助教及び助手をいう。

(選考の基準)

第 2 条 教員の選考は、次の各号に該当する者について行う。

- (1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 9 条に該当しない者
- (2) 人格、学歴、職歴、教授能力、教育及び研究業績、学会及び社会における活動等について、大学教員として適する者

(教授の資格)

第 3 条 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育研究を担当するにふさわしい教育研究上の能力を有すると認められる者とする。

- (1) 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、研究上の業績を有する者
- (2) 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者
- (3) 学位規則（昭和 28 年文部省令第 9 号）第 5 条の 2 に規定する専門職学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者
- (4) 大学において教授、准教授又は専任の講師の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者
- (5) 芸術、体育等については、特殊な技能に秀でていと認められる者
- (6) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者

(准教授の資格)

第 4 条 准教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育研究を担当するにふさわしい教育研究上の能力を有すると認められる者とする。

- (1) 前条各号のいずれかに該当する者
- (2) 大学において助教又はこれに準ずる職員としての経歴（外国におけるこれらに相当する職員としての経歴を含む。）のある者
- (3) 修士の学位又は学位規則第 5 条の 2 に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者
- (4) 研究所、試験所、調査所等に在職し、研究上の業績を有する者

(5) 専攻分野について、優れた知識及び経験を有すると認められる者
(講師の資格)

第5条 講師となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 第3条又は前条に規定する教授又は准教授となることのできる者
- (2) その他特殊な専攻分野について、大学における教育研究を担当するにふさわしい教育研究上の能力を有すると認められる者
(助教の資格)

第6条 助教となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育研究を担当するにふさわしい教育研究上の能力を有すると認められる者とする。

- (1) 第3条各号又は第4条各号のいずれかに該当する者
- (2) 修士の学位（医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程を修了した者については、学士の学位）又は学位規則第五条の二に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者

(3) 専攻分野について、知識及び経験を有すると認められる者
(助手の資格)

第7条 助手となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者
- (2) 前号の者に準ずる能力を有すると認められる者
(教員の選考)

第8条 第2条に規定する選考を行うに当たっては、公立大学法人新潟県立大学教員選考委員等に関する規程に基づき処理するものとする。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、教員選考の基準及び資格の運用及び改廃に関し必要な事項は、教育研究評議会の議を経て理事長が別に定める。

附則

この規程は、平成24年7月24日から施行する。

附則

この規程は、平成26年9月30日から施行する。

附則

この規程は、令和4年6月28日から施行する。